

和歌山県（平成 31 年 4 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築、改築に係る部分が、次のいずれかに該当する建築物とする (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）長屋又は共同住宅（階数が 3 以上であるものを除く。）の用途に供する建築物で、階数が 2 以上かつ延べ面積が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの (2) 法別表第 1 の（一）の項から（四）の項までの（い）欄に定める用途に供する建築物で、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は階数が 3 以上であるもの	木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に定める枠組壁工法又は木質系プレハブ工法による場合にあつては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	鉄骨造	2 階の床版の取付工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2 階のはり及び床版の取付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2 階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取り付け工事）の工程
	その他（混構造を除く）	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	混構造	主たる構造の特定工程に準ずる	主たる構造の特定工程後の工程に準ずる

適用の除外 ・平成 14 年国土交通大臣告示第 411 号に規定する丸太組構法を用いた建築物  
 ・法第 85 条第 1 項ただし書きの規定の適用を受ける建築物又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けた建築物